

平成25年第6回那珂川町議会定例会

議事日程(第3号)

平成25年12月6日(金曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第14号 大田原市との間において八溝山周辺地域定住自立圏形成協定を締結することについて
- 日程第 2 議案第15号 小川小学校校舎大規模改修工事請負契約の変更について
- 日程第 3 議案第16号 指定管理者の指定について
- 日程第 4 議案第17号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務合規約の変更について
- 日程第 5 議案第18号 栃木県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第 6 議案第19号 那珂川町小川総合福祉センター防災型太陽光発電事業整備工事請負契約の締結について
- 日程第 7 栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第 8 発議第1号 県立高校再編計画に関する調査特別委員会の設置について
- 日程第 9 陳情第4号 新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

追加日程第1 県立高校再編計画に関する調査特別委員会の閉会中の継続調査について

追加日程第2 発委第1号 新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出について

出席議員(13名)

1番	佐藤信親君	2番	益子輝夫君
3番	塚田秀知君	4番	鈴木雅仁君
5番	益子明美君	6番	岩村文郎君
7番	小林盛君	8番	川上要一君

9番 阿久津 武之君

10番 橋本 操君

11番 石田 彬良君

12番 小川 洋一君

13番 大金 市美君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島 泰夫君	副町長	佐藤 良美君
教育長	小川 成一君	会計管理者兼会計課長	塚原 富太君
総務課長	益子 実君	企画財政課長	藤田 悦男君
税務課長	小室 金代志君	住民生活課長	橋本 民夫君
健康福祉課長	小川 一好君	建設課長	山本 勇君
農林振興課長	星 康美君	商工観光課長	大金 清君
総合窓口課長	秋元 誠一君	上下水道課長	秋元 彦丈君
環境総合推進室長	佐藤 美彦君	学校教育課長	川和 なみ子君
生涯学習課長	穴山 喜一郎君	農業委員会事務局長	小祝 邦之君

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	増子 定徳	書記	板橋 了寿
書記	加藤 啓子	書記	藤田 善久

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（大金市美君） ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（大金市美君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。

議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（大金伊一君） 日程第1、議案第14号 大田原市との間において八溝山周辺地域定住自立圏形成協定を締結することについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

町長（福島泰夫君） 皆さん、おはようございます。

本日は12月定例会最終日ということで、皆さん慎重審議よろしくお願ひいたします。

ただいま上程されました議案第14号 大田原市との間において八溝山周辺地域定住自立圏形成協定を締結することについて、提案理由の説明を申し上げます。

大田原市との間において八溝山周辺地域定住自立圏形成協定を締結することにつきましては、人口定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し、充実させるとともに、地域活性化に努め、住民が安心して暮らし続ける圏域を形成するに当たり、八溝山周辺地域定住自立圏の形成に関する協定を締結するため、那珂川町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（大田市美君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 補足説明をいたします。

八溝山周辺地域定住自立圏構想の経過でございますが、平成25年3月、大田原市において中心市宣言がなされ、25年1月、提携市町の長をもって構成する八溝山周辺地域定住自立圏推進協議会が設置をされました。その後、平成25年6月、定住自立圏形成に関する調査研究のための企画総務部会、保健福祉部会等8部会が設置をされまして、協議を重ねてきたところでございます。10月には定住自立圏推進協議会を開催いたしまして、協定書（案）の内容及び今後のスケジュールにつきましてご承認をいただいたところでございます。

想定される連携施策につきましては、事業の内容により、短期、1年ないし2年で協定ができると思われる事業。中期、今後協議を継続し、3年から5年後に協定を目指す事業。長期、5年以上の期間を要すると思われる事業に分類をいたしまして、当初の75事業のうち、当面は短期の40事業をもとに協定書を策定したところでございます。

それでは、協定書の内容についてご説明をいたします。

第1条につきましては目的でございます、中心市宣言を行った大田原市と那珂川町において相互に役割分担をし、人口の定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し、充実させるとともに、地域の活性化と住民が安心して暮らし続けることができる定住自立圏を建設することを目的としております。

第2条は、基本方針で、前条の目的達成のための基本的事項を定めたものでございます。

第3条は、連携の政策分野の取り組みの内容及び甲乙の役割分担でございます、別表第1から別表第3に掲げるとおりでございます。

第4条は、事務執行に当たりまして、連携、協力及び経費の負担でございます、受益度合いを勘案し、相互の経費を負担することとしております。

第5条は協定の変更で、協定の規定を変更する場合は協議の上、議会の議決を経ることを規定しております。

第6条は協定の廃止で、本協定を廃止する場合は、議会の議決を経て廃止することを規定しております。

第7条は疑義の解決で、協定に定めのない事項等につきましては、大田原市、那珂川町で協議し定めることとしております。

別表第1の生活機能の強化に係る政策分野につきましては、(1)の保健、医療で、地域医療ネットワークの充実、健康増進事業の促進、(2)の福祉で、子育て支援の充実、介護予防の充実、障害者社会参加の促進。次に(3)の教育では、図書館の相互利用の促進、各種イベント等の開催、小・中学校の情報通信技術環境整備等の推進。(4)の産業振興では、広域観光の推進、特産品の販路拡大。(5)の環境では、鳥獣害防止、耕作放棄地の解消及び新規就農者支援、電気自動車等の導入の促進。(6)の防災、消防では、防災及び消防。(7)のその他では、相談業務の充実、情報発信システム等の充実、生活排水処理の推進の連携等の内容について、取り組み内容及び大田原市、那珂川町の役割分担について定めております。別表第2、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野につきましては、地域公共交通、インフラ整備に関する要望活動等、圏域内の交流促進、文化、芸術等の連携についての役割分担を定めております。

別表第3、圏域マネジメント補強能力の強化に係る政策分野でございますが、人材育成、外部からの人材確保、コンピューターシステム等の共同利用等、地域人材の活用についての役割分担を定めております。

協定書につきましては、ただいま申し上げました連携する政策分野及び取り組みの内容、並びに役割分担等でございますが、個別の連携事業の調整につきましては、協定を締結後、平成26年11月を目途といたしまして、共生ビジョンの策定作業の中で行うこととなります。今後、定住自立圏推進協議会及び共生ビジョン懇談会等でさらに協議を進め、圏域の連携事業として絞り込みを行いまして、機会を捉えて議会の皆様にご報告をいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で補足説明を終わります。

議長(大金市美君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

益子明美さん。

5番(益子明美君) 財政措置についてお伺いしたいんですけれども、共生ビジョンがことしから来年度にかけて策定されますよね。その前に26年度の予算というのが決まってきたまうわけですけれども、財政措置として特別交付税が措置されるわけですが、予算に計上されていないビジョンの中の、要するに予算とビジョンが連携していないと、特別交付税の措置がされないというような形になるのか。それがまず1点、お伺いいたします。

中心市には4,000万円程度、周辺市町村には1,000万円が上限というふうに財政措置の予定がされていますが、これはその各事業ごとに内訳られて入ってくるものなのか。それとも一括してこの共生ビジョンを立ち上げた、そのものに対して来るのか、お伺いいたしたいと思います。

それとあと、これから共生ビジョンの中で詳しい事業について検討されていくと思うんですが、1つ、夜間救急診療所関係なんですけども、那珂川町には夜間救急診療所というものがなくて、夜間、また休日のときにお医者さんにかかりたい場合は、那須南病院の夜間救急ということを利用している場合が多いと思うんですけれども、そこで事が足りないというのかな。大変混み合ったり、または先生がいなかったりすると、ほかに行ってくださいみたいなことがあって、できればそのほかの手段の確保ということが必要なというふうに思っているんですが、計画の中ではそれについても連携することを模索されていると思うんですが、この夜間救急診療所の運営事業の母体が那須地区の広域行政組合というふうになっているので、その辺の南那須広域行政にくみしている那珂川町との連携としては、どのような形を考えているのか、お伺いいたします。

議長（大金市美君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 財政措置、予算等につきましては、町の場合は1,000万ということになりますが、それは共生ビジョン策定後になります。当初から予算をとるということではございません。

それから、あとは年度ごとにいろんなものやっていますので、そのいろんなものやったものをまとめて、最終的に、12月とか3月に補正でとっていくという形になるのかなと思っています。

それから、夜間救急関係でございますが、計画の中では、那須南病院、広域行政のほうに、休日夜間の両方の計画がございます。しかし、今の時点では、夜間の診療につきましてはちょっと無理だということで、先日、広域の幹事会の中でもお話をしまして、夜間のほうはビジョンのほうに入ってくださいっても結構ですという話を言っております。休日夜間につきましては、特に小砂、それから芳井、大山田、大内も、向こうのほうに近い話ですので、どんどん利用してもらったほうがいいのかなと思っています。

以上です。

議長（大金市美君） 益子明美さん。

5番（益子明美君） 策定後に1,000万円を上限として交付税措置がされるということですか。

が、これはまとまってされるのか。事業別ごとにされるのか。1点お伺いしたいのと、休日
夜間診療所の件なんですけれども、その連携を図るという場合は、人材の確保などに財政
措置がとられるのかなというふうに思いますけれども、那珂川町としては、その場合、そち
らのほうに優先的にかかれるというようなことで、どのような周知とか、またメリットの関
係では、どういったふうに考えているのか、お伺いいたします。

議長（大安市美君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） まとめて共生ビジョンの中にいろんな中身が入ってきますか
ら、その中のまとめて入ってくるという形になります。お金のほうはですね。

それで、今お話のあった夜間のほうは、現在夜間診療は那須広域エリアが今後、南エリア
にも拡大をしたいということで、那珂川町としましては、軽度な患者も夜間に受診をできる
ような体制を整備したいということで、この場合には、負担金のような形で多分入れていく
という形になるのかなと思っております。それは今後の共生ビジョンの中ですり合わせを行
いまして、実施をしていくという形になると思います。

以上です。

議長（大安市美君） ほかに質疑はございませんか。

佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） 別表の3ページの52と53、54、この中で、共通入館券の導入に向け
た検討、これ那珂川町が参画して……。いるんですね。すみません、失礼しました。

議長（大安市美君） ほかにございませんか。

益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） この自立圏構想なんですけど、先ほどの話では、説明では、短期と中期
と長期ということに分かれていると言っておりますが、具体的にどのあれが短期で、どれが
中期なのか。また長期的に、どれを考えているのか。その辺を伺いたいのと、一番のこれを
やることによってのメリットはどこに置いておるのか、その辺を伺いたいというふうに思
います。

議長（大安市美君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 先にメリットのほうをお話ししますが、当然これは地域住民
のためということですから、いいとこどりをしたいと思っておりますので、町民のためにメ
リットになることをやるというのがまず1つ。

それと、中期、長期でございますが、例えば地域医療でいいますと、地域医療ネットワー

クの充実というのがありますが、これは中長期。中期から長期にかけてになると思います。それから健康診断事業の連携とかというのは入ってくるんですが、がん検診とか、こういうものは中期という形になります。それと救急医療体制の充実ということになってきますと、これは長期ということでございます。それと、医療と介護の連携というのが医療の中にあるんですが、それにつきましては、中期で何とかなるのかなということで、この医療関係だけでもこのような形で入っております。今回短期でやるというのが、休日夜間の初期救急医療の充実。それから健康危機管理体制の構築というものをやりたいということでございます。福祉、医療、産業、それぞれにやりますので、あともしよろしければご案内いたします、内容につきまして。

以上です。

議長（大金市美君） よろしいですか。

益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 先ほど、那須日赤のほうは、南那須もということを言われていますが、現に大山田も言われたように、日赤行く人結構います。でもやっぱり電話しても断られるとか、受付はするんだけど、行っても診てもらえないという苦情も出ています。その辺のことをやっぱり、そういうことのないようにしていただきたいんですが、大丈夫ですよと受付で言ったから行って、受付までして、そして診てもらえないという現実があるんですね、何人かばかり。やっぱりその辺は那須日赤でもそういう問題が連日起きていますので、そういうことのないようにしていただきたいということが一番の問題なんですが、そういう問題についてはどういうふうに対応していくか、伺いたい。

議長（大金市美君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小川一好君） 夜間休日救急に関しましては、1次から3次までということで、1次に関しましては、今、企画財政課長が申しあげましたように、現在まだ夜間については対応されていないということで、そういう形で、北那須のほうについては対応しているということで、そちらのほうに行くという形だと思いますが、原則、1次に関しましては、軽微なというか、軽いという考え方ですので、現実の状況だと、行っても難しい部分も確かにあるというふうには認識しています。2次になりますと、当然那須日赤もそうですし、それから那須南のほうでも、2次の救急はやっておりますので、そこについては状況を見ながら対応するという形ですので、そういう意味でも、今回の定住圏で協定を結んで、1次のほうでも見てもらえるような形にすることが、より住民に対してのメリットが出てくるのかな

というふうに考えております。現在は一応、重篤な部分であれば、当然見ていただけますけれども、広域の圏外ということですので、その辺の判断があるのかと考えております。そういう意味で、これを結ぶことによっても、メリットはより出てくるのかなというふうに考えています。

以上です。

議長（大金市美君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 課長が説明されたことはわかるんですが、現実に電話して受付で、いらしてくださいと言って受付でまた受付をするわけですよ。それで診ることになっているんです。しかし、1日待ってからも診てもらえないという患者が現実にいるんですよ。だからそれはやっぱりなくしてもらわないと、何のために電話予約していったって、そしてまた受付でも通って、日赤のほうでは結局、最終的には診なかったということが何件かあるんです、大山田地区の人で。それをやっぱり解決してもらわないと、地域住民がすごく不安なんです。結局、最初から那須南へ行けば良かったかもしれないけれども、やっぱりかかりつけとかそういうこともあるので、日赤行く方も何人かいます。でも、何人かの人がそういうことに遭っています、現実に。だからその辺の問題を解決してもらわないと、やっぱりこういう事業にとってプラスにならないと思うので、その辺はやっぱり具体的に解決してもらいたいということを要望して終わります。

議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

橋本 操君。

10番（橋本 操君） （1）の保健医療なんですが、あと（5）の環境、鳥獣防止。2項目なんですが。

救急車を呼んでも、なかなか患者さんを乗せても出動できない、そういうことが大分あると思うんですよね。要するに広域のほうのやっています那須南病院が一番近いかと思うんですが、そのような中で、こういう協定を結べば、今までみたいなことが大分解消されるのか。

あと、医療機関の役割分担とここに載っているんですが、どのような役割の分担をするのかということですね。

あと、先ほど言いましたように、5番目の環境。鳥獣害の防止。これはイノシシの場合は、那珂川町が大分力入れていますから、これはあれなんです、カワウとかシラサギとか、そういう野鳥がやっぱり、アユとかそういう魚をみんな食べちゃうみたいなんです。それで漁業組合では大変困っているみたいなんです。こういうこともそれ連携をして、同時に野

鳥を駆除するとか、そういうことも考えながらやっていくのかどうか、お伺いします。

議長（大金市美君） 答弁願います。

健康福祉課長。

健康福祉課長（小川一好君） まず1点目の、救急車を呼んでもなかなかすぐに病院のほうに持っていけないというものでございますが、やはり今の受け入れ態勢のものとして、ベッドの確保等がございます。その部分に関しまして、十分もう確保を今後見込んでいかないと、確保ができないものに関して、連れていけないというのが現状ですので、この協定することによって、より確保が可能になるかどうかという部分だと思っておりますが、特に今回やるものに関しましては、夜間救急の1次という形ですので、先ほど申し上げましたように軽微な部分という形になりますと、救急車を呼ぶというのは、基本的には2次ということで、北那須、それから南那須というような形での拠点の病院の中での確保、あるいはそれ以外の個人病院も含めた救急の中でのベッドの確保というのがまだまだ十分ではないという部分でありますので、より要望していく中で、早目のといいますか、緊急で即救急車が出発できるような体制を組んでいきたいというふうに思います。

それから、医療機関の役割分担のことに関しては、具体的には今後、共生ビジョン等というふうな役割をしていくかという部分で検討していくものでございますが、先ほど申し上げましたように、医療の中では、いわゆる軽微な部分での1次という部分と、それから2次、さらには高度医療の3次というような形になってきますので、那珂川の場合ですと、1次については基本的には南那須管内、それから今回これやることによって、1次の夜間、既に小児の場合ですと、那須南のほうにございませんので、広域として北那須のほうに委託しているという部分がありますが、今回これやることによって、夜間のほうの1次の受け入れのほうもうまくいく形に将来的になっていくなというふうに考えております。そういうふうな形で、あとはふだんのかかりつけの医院というところと、休日につきましては既にそれぞれ分担をしてお願いをしてございますので、そういうふうなそれぞれの夜間、休日、日中、それから今後町長の公約にもありました在宅というような形での役割分担を、共生ビジョンの中でも検討していくという形になると思います。

以上です。

議長（大金市美君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 鳥獣害防止のほうでございますが、鳥獣害の防止につきましては、有害鳥獣の捕獲についての情報部会、それからわなの設置等についての技術的な指導、

それと猟友会等の協力を得て捕獲等を実施していくということで、その共生ビジョン。先ほどから言っています共生ビジョンの中で、具体的なものを詰めていくということでございます。

1番は技術的なもので、なるべく害獣ですから、害獣を捕獲していくというのが一番のここではメリットになるのかなと思っています。

以上です。

議長（大田市美君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（大田市美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（大田市美君） 討論もないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号 大田原市との間において八溝山周辺地域定住自立圏形成協定を締結することについては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（大田市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（大田市美君） 日程第2、議案第15号 小川小学校校舎大規模改修工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第15号 小川小学校校舎大規模改修工事

請負契約の変更につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の変更につきましては、平成25年9月4日に矢板市内で発生した竜巻など、最近の異常気象による台風や竜巻等により、近隣の市町においても、立て続けに甚大な被害を受けております。

これらを受け、国及び県より、防災機能の強化策として、学校施設における、特に窓ガラスの飛散防止対策に積極的に取り組むよう指導があり、児童の安全を確保するため、窓ガラスの飛散防止対策を講じる費用の増額などであります。

本変更契約は、平成25年6月に議決を得ております小川小学校校舎大規模改修工事について、窓ガラスの飛散防止として、強化ガラスへの取りかえ工事費などを追加、変更するもので、今回1,000万6,500円を増額し、請負金額を1億9,527万9,000円に変更するものであります。

なお、工事の追加により、当初平成26年1月31日でありました工期を、平成26年2月28日までの28日間、工期延長するものであります。

地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） 提案説明の中で、竜巻等の被害による窓ガラスの強化を図るという説明がございましたけれども、これは文科省の当初予算の中でも、公立学校整備費事業の中で、ガラスの強化、ガラスの安全対策というのが打ち出されております。その中で、今回小川小の大規模改修工事を行う中で、なぜ当初からそれを見ておられなかったのかについて、1点お伺いいたします。

そしてあと、窓ガラスのほかに何かと変更するところがあるのか。その点についてお伺いいたします。

議長（大金市美君） 答弁願います。

学校教育課長。

学校教育課長（川和なみ子君） まず1点目でございますが、設計の段階で予算の絞りがあ

りました。それで優先順位を決めて実施してきましたので、そのガラスの強化ということは、ちょっと抜けてしまったような状況です。

それから2点目なんですけれども、そのほかの変更工事ということでございますが、設計している中で、周りが改修されてくると、特にトイレ関係、全く当初段階では気づかなかった部分が、汚れ等が随分目立ってきた部分もありましたので、今回あわせて児童用トイレの1階、ブース交換という工事も中に入っております。

以上です。

議長（大金市美君） 答弁漏れ大丈夫かな。

佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） 今、ガラスの対策については漏れがあったということでございますが、当然今度、このように国のほうで補助金等をつけているということになりますと、小川小の今、改修工事にあわせて、今回窓ガラスの強化を図るということになってきておりますが、やはり町内にはまたさらに小学校、中学校等がございますので、やはりこの補助金を活用して、さらに安全策を図っていただければなということをお願いして、終わります。

議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

益子明美さん。

5番（益子明美君） 増額分に対する財源の内訳を教えてください。

議長（大金市美君） 学校教育課長。

学校教育課長（川和なみ子君） 増額分についても、補助対象経費ということで見られますので、3分の1が国庫補助ということになります。

以上です。

議長（大金市美君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 竜巻被害の防止ということになると思うんですが、小川小学校が改築ということで、そういうことになったと思うんですが、今、佐藤議員のほうからも出ましたように、小・中学校もあります。それとやっぱり幼稚園とか保育所もあるので、そのほうには適用になるのか、ならないか、伺いたいというふうに思います。

議長（大金市美君） 学校教育課長。

学校教育課長（川和なみ子君） 適用というのは、補助ということ。

2番（益子輝夫君） はい。

学校教育課長（川和なみ子君） 当然、補助対象には、学校施設の場合になりますので、今後那珂川町の校舎につきましては、40年代から50年ということで老朽化しておりますので、今後大規模改修ということで、計画的に実施していく予定ですので、その中で窓ガラスの強化ということも対応していきたいと考えております。

以上です。

議長（大金市美君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） やっぱり子供たちの安全のためにも、できるだけ早い時期にそういう予算がついているのであれば、やっぱり大変でもやっていただきたいということをお願いして、質問を終わります。

議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（大金市美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（大金市美君） 討論もないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第15号 小川小学校校舎大規模改修工事請負契約の変更については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（大金市美君） 日程第3、議案第16号 指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第16号 指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

那珂川町の温泉浴場ゆりがねの湯及び那珂川町定住センターにつきましては、一体的な施設として、かねてから指定管理者制度の導入を進めてきたところでございますが、このたび指定管理候補者を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者に指定する法人は、宇都宮市の株式会社コスモフラップであります。指定の期間は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間であります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（大金市美君） 商工観光課長。

商工観光課長（大金 清君） それでは、補足説明をいたします。

参考資料をごらんください。

初めに、管理を行わせる施設の概要であります。施設浴場ゆりがねの湯は、鉄骨造平屋建て、延べ面積384平方メートルの建物であります。平成6年4月にオープンし、男女の大浴場、露天風呂、ロビー等で構成されています。併設する住宅定住センターは翌年にオープンしたもので、鉄骨造2階建て、延べ床面積291平方メートルの建物で、1階は大広間、2階は休憩室として利用されている施設であります。両施設は一体的な施設として管理しているものであります。

指定管理者に行わせる業務は、施設の維持管理及び運営に関する業務でありまして、利用の許可に関する業務や許可の取り消し、並びに事業の制限等の権限も含むものであります。

利用料金につきましては、指定管理者が条例に規定する額の範囲内で、町長の承認を得て定め、収入として収受し、施設の管理運営経費に充てるものです。指定管理料につきましては、年額で1,050万円を限度に、年度協定で定め、施設の管理に必要な経費として町から指定管理者に支払うものです。

候補者選定の経緯であります。一般公募に応募した事業者のうちから候補を選定しました。10月30日に選定委員会を開催し、事業者からの事業の計画の説明及びヒアリングにより審査を行いました。その結果、指定管理者として、株式会社コスモフラップを指定するものであります。

以上で補足説明を終わります。

議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

石田彬良君。

11番（石田彬良君） まず、1点目なんですけど、このコスモフラップという会社ですね。この会社はそもそもどういったような会社なのか、ご説明いただきたいと思います。

それと、今までゆりがねの湯、それと定住センターで働いていた方々は、これからまた継続して働かせていただけるのか。それとももうそれで終了なのか。2点だけお願いします。

議長（大金市美君） 商工観光課長。

商工観光課長（大金 清君） 1点目のどんな仕事をしているかということでございますが、1つに、町内におきましては、学校、塾の経営をしているということでございます。

あと、今までの雇用につきましては、1回打ち切りといたしまして、新たに再雇用になると思います。那珂川町の雇用ということで、それは業者のほうに推薦はしていきたいと、こんなふうに思っております。

以上です。

議長（大金市美君） よろしいですか。

益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） ただいま石田議員の質問とも関連してくるんですが、1つはここで働いている人たちが何人いて、また定住センターのほうは何人ぐらいいるのか。また、その人たちの今度の民間委託ということでの了解を得ているのかどうか。その辺をまずお聞きしたいというふうに思います。

議長（大金市美君） 商工観光課長。

商工観光課長（大金 清君） 現在定住センターには、臨時雇用の方が6名いらっしゃいます。あと定住センターにつきましては、4名ほどが働いております。

以上でございます。

ゆりがねの湯には臨時職員が6名ですね。定住センターのほうは4名です。失礼しました。

以上です。

あと、雇用の了解につきましては、先ほど石田議員にも申し上げましたが、1回切りまして、その後……。現在経営しているむらづくりゆりがねの有限会社につきましては、担当課

のほうで説明はしております。了解も得ておりますので。

議長（大安市美君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） わかりました。

先ほど石田議員のあれに対しても、できるだけ雇用をするというようなことを、課長答弁していましたが、その辺のやっぱり確約もとった上でないと、やっぱり今は就職先というか、そういうのはないので、やっぱりその辺を十分に働きかけて、従業員が仕事がなくなっちゃうというようなことのないようにしていただきたいというふうに思います。

それともう一つなんですが、この間議会初日の終わった後にゆりがねの湯に行ったんですが、今工事をやっているんですが、あれは何の工事の業者が入っているんでしょうか。その辺を教えていただきたいというふうに思います。

議長（大安市美君） 商工観光課長。

商工観光課長（大金 清君） 現在、工事入っているということなんですけど、今現在入っているということでしょうか。月に1回の定期点検とか、そういう形ではないんでしょうか。定期点検だと思っておりますが。

議長（大安市美君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 業者が入って、ちゃんと車がとまって、あのガラスで、玄関も全部あいていて、業者入って、数人が入ってやっていました。内容については、外側から見えませんが、何人が出入りしました。定期点検かどうかということですが、私はその辺はわからないんで伺ったんですが、課長がそれをわからないようでは、ちょっと困るんじゃないですか、管理者として。

議長（大安市美君） 商工観光課長。

商工観光課長（大金 清君） 月曜日休業ということで、月曜日につきましては、全体の清掃とか点検とか入っていますので、そのことであれば、そういうことでございます。申しわけありません。

議長（大安市美君） 橋本議員が早かったですね。

橋本 操君。

10番（橋本 操君） （4）に選定委員会が開いたみたいなんですけど、構成は何人なんですか、この。

議長（大安市美君） 商工観光課長。

商工観光課長（大金 清君） お答えします。

選定委員は、副町長、会計管理者、総務課長、企画財政課長、健康福祉課長、農林振興課長、商工観光課長、生涯学習課長で8名でございます。

以上です。

議長（大田市美君） 塚田議員。

3番（塚田秀知君） 1点だけ。

指定管理者による年間メリットはどのくらいになるのか。

議長（大田市美君） 商工観光課長。

商工観光課長（大金 清君） 金額でよろしいでしょうか。

3番（塚田秀知君） はい。

商工観光課長（大金 清君） おおよそですが、現在ゆりがねの湯のほうでは1,200万ほど赤字ということでございまして、今回、指定管理者のほうには、年間の指定管理料として1,050万円限度額ということで行っているところですから、差し引くと150万円ほどということになります。

以上です。

議長（大田市美君） 塚田議員、よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） 4番の指定管理料1,050万。先ほど言われた額を限度額として支給するということになっておりますが、その後年度協定によると。その協定というのはどのような協定をなさるのか。どういう事態に。例えば黒字が出た場合には減額しますよとか、そういう考え方でよろしいのでしょうか。

議長（大田市美君） 商工観光課長。

商工観光課長（大金 清君） 先ほど申し上げましたが、3年間契約ということになりまして、1年ごとの指定管理料の設定をするということでございます。もし黒字になっていくとすれば、その点を町の費用分担が軽減されるということになってくると思います。

以上です。

議長（大田市美君） 佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） 私は思うんですけども、やはりこの指定管理されて、やはり3年間という今言葉出しましたけれども、やはり安定経営を目指すためには、一定額でいくべきではないかな。単年度からの黒字になるということになりますと、今までのゆりがねの湯の経営自

体がどういう放漫経営であったのかというようなことになってしまうので、やはりきちっとした指定管理者が持久力をつける意味からでも、やはり安定した指定管理料を支払うと。多分1年目では黒字にはならないと思うんですけども、やはり安定した金額を与えることによって、安定経営がなされていくのではないかなというふうに考えておりますので、できれば3年間定額でいていただければなというふうに思いますので、その点についてお伺いいたします。

議長（大安市美君） 商工観光課長。

商工観光課長（大金 清君） 今の議員さんの質問でございますけども、そのような形も1年間でどのような形になるか。その辺を見きわめて検討していきたい、そのように思います。以上です。

議長（大安市美君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（大安市美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（大安市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第16号 指定管理者の指定については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（大安市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（大安市美君） 日程第4、議案第17号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第17号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の規約の改正は、平成26年4月1日から消防救急無線設備の整備及び管理事務の共同処理について、栃木県市町村総合事務組合が実施主体となって開始すること。南那須地区広域行政事務組合及び黒磯那須公設地方卸売市場事務組合が議会の議員等の公務災害等に対する補償事務の共同処理に加入すること。また、平成26年3月31日に佐野地区広域消防組合が解散すること。さらに、平成26年4月4日をもって、下都賀郡岩舟町を廃止、4月5日からその区域を栃木市に編入する廃置分合が行われること、及び栃木地区広域行政事務組合が解散することから、栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少し、栃木県市町村総合事務組合規約を変更すること、以上の4項目について協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第17号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（大安市美君） 日程第5、議案第18号 栃木県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第18号 栃木県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

平成26年4月4日をもって、下都賀郡岩舟町を廃止。4月5日からその区域が栃木市に編入する廃置分合が行われることに伴い、栃木県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数が減少することにより、栃木県後期高齢者医療広域連合規約第7条第1項で規定する広域連合の議会の議員の定数を、「34人」から「33人」に変更するもので、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（大安市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大安市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（大安市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第18号 栃木県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（大田市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

議長（大田市美君） 再開します。

議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（大田市美君） 日程第6、議案第19号 那珂川町小川総合福祉センター防災型太陽光発電事業整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第19号 那珂川町小川総合福祉センター防災型太陽光発電事業整備工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

この工事は、環境基本計画に基づき、町が進める環境のまちづくりにおける再生可能エネルギー活用の一環として整備するもので、小川総合福祉センター東側敷地に太陽光発電施設を設置し、さらに、すこやか共生館軒下に蓄電池を設置するものでございます。

契約の方法は、一般競争入札により、11月26日に改札、11月28日に落札決定いたしました。その結果、1億1,037万6,000円で宇都宮市のテクノ産業株式会社代表取締役塩井賢一と契約を締結するものであります。

地方自治法第96条第1項第5号及び那珂川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

詳細につきましては担当課から説明させますので、ご審議の上議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（大金市美君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（佐藤美彦君） 補足説明を申し上げます。

参考資料の裏面をごらんください。

この工事につきましては、先ほど町長から提案の理由を申し上げましたとおり、太陽光発電設備及び蓄電池設置の工事を行うものであります。

整備する施設は、災害時の電源喪失時においても、建物施設が避難所として機能できるよう、太陽光発電設備及び蓄電池から施設内へ電力の供給が可能な防災型として設置するものです。平常時は建物施設内へ電力を供給し、節減を図るものとして使用します。

設置する機器は、太陽光発電モジュールを126枚、接続箱3台、直流集合盤1台、直流の電流を交流に変換するパワーコンディショナー1台、蓄電池屋外盤1台などです。工期は議会の議決を得た日から4日を経過した日から平成26年3月7日であります。

以上で補足説明を終わります。

議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） 前の全員協議会で、設計は職員がしたということですが、この工事の監理はどなたが行うのかについてお伺いすると、当然供給源であるソーラーパネルの設置工事、これが不調に終わったということですが、やはり電気を供給するソーラーパネルが設置されない限り、蓄電池設備が完成したとしても機能を果たさないと思います。このパネルの工事関係はどのようになっているのかについてお伺いいたします。

議長（大金市美君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（佐藤美彦君） 1点目の工事管理でございますが、この後、専門の業者に委託を考えております。

2点目のソーラーパネルの関係ですが、今回の工事につきましては、蓄電池分のソーラーパネルは含まれておりますので、この工事につきましては、今回設置するパネルと蓄電池一

体の工事として機能するものと考えております。

以上です。

議長（大安市美君） 佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） 不調になったそのパネルの工事関係ですね。これについては、いつごろ設置するのか。当然工事にあわせて、やっぱりパネルの設置工事も完了しなければ機能しないと思いますので、その点についてお伺いします。

議長（大安市美君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（佐藤美彦君） 先ほども申し上げましたが、不調になった太陽光発電につきましては、売電部分専用のソーラーパネルとなります。そちらですので、今回の工事で機能は果たせるものと考えております。なお、工事につきましては、この工事と一緒に入札を行いました。不調に終わりましたので、現在、再入札の手続きを進めております。手続が完了次第、議決要件になるかと思っておりますので、議会の皆様にもう一度審議をお願いしたいと考えております。

以上です。

議長（大安市美君） 佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） 当然今度、発電のほうですが、前回は落札できなかった業者は除外するのか。それともまた同じように一般指名入札のほうでいくのか。その点についてお伺いいたします。

議長（大安市美君） 副町長。

副町長（佐藤良美君） 今回の提案しております防災型発電整備工事につきましては、県内を対象として、一般競争入札で実施をいたしました。次の防災型でなくて、発電、売電用の工事につきましては、その対象外の業者を指名競争入札で実施をする考えで現在進めているところでございます。

議長（大安市美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大安市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（大安市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第19号 那珂川町小川総合福祉センター防災型太陽光発電事業整備工事請負契約の締結については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（大田市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

議長（大田市美君） 日程第7、栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

栃木県後期高齢者医療広域連合は、県下26市町で構成され、被保険者の資格管理、医療の給付、保険料の負荷などの事務を共同処理するために設置された組織で、審議機関として広域連合議会を設けております。

また、広域連合議会議員は、地方自治体の長が議員の中から各市町村議会において選挙により選出することが定められております。

当町選出の議員でありました大金前町長が退職したことにより空席となったため、選挙により議員1名を選出いたすものであります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（大田市美君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（大田市美君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員に、町長の福島泰夫君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した福島泰夫君を栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した福島泰夫君が栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人に決定しました。

ただいま栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員に選出されました福島泰夫君が議場におりますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

受諾されたものと認めます。

福島町長、後期高齢者医療制度の円滑なる運営にご尽力くださるようお願いをいたします。

発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（大金市美君） 続きまして、日程第8 発議第1号 県立高校再編計画に関する調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

議案の趣旨説明を求めます。

橋本 操君。

〔10番 橋本 操君登壇〕

10番（橋本 操君） ただいま提案になりました発議第1号 県立高校再編計画に関する調査特別委員会の設置について、提案の趣旨説明を申し上げます。

現在、栃木県においては、県立高校再編計画全体の進捗状況や町長や今後望ましい県立高校のあり方等を検討するため、有識者による県立高校再編に関する検討会議が設置されております。その協議項目の中には、県立高校再編計画全体の検証や今後の県立高校のあり方等も含まれており、平成26年度中には方向性が出されるのではないかと考えております。

那珂川町には栃木県立馬頭高等学校があり、仮に廃止や統合の方向性が示されることになれば、那珂川町から他の市町への通学距離は今までより遠くなり、多くの生徒たちが不便を来すこととなります。

また、水産科が設けられ、特色ある授業を設けられており、入学希望者の中には当町出身の生徒ばかりではなく、遠くは山口県など町外からの入学希望者も多数いると聞いております。町に対しても、生涯学習活動や社会福祉、ボランティア活動に積極的に取り組んでおり、地域に貢献していただいています。馬頭高校は、町の人材育成やまちづくりを推進する上でも、この地域になくてはならない重要な拠点の一つであり、これは那珂川町だけの問題ではなく、南那須地域あるいは県北地域全体に対しても影響が懸念されます。議会としても、この県立高校再編に関して調査研究し、他の団体等の動向も十分に見きわめた上で、県に対して要望等を行っていくべきものと考えております。つきましては、提案の趣旨をご理解いただきまして、県立高校再編計画に関する調査特別委員会の設置について、議員各位のご賛同を賜り、議決くださるようお願いを申し上げます。

以上で提案の趣旨説明といたします。

議長（大金市美君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発議第1号 県立高校再編計画に関する調査特別委員会の設置については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

ただいま県立高校再編計画に関する調査特別委員会が設置されましたが、正副委員長がともに決まっておりませんので、委員会条例第10条第1項の規定により、本日ただいま県立高校再編計画に関する調査特別委員会を議場に招集します。

正副委員長互選の上、報告願います。

休憩いたします。

休憩 午前 11 時 20 分

再開 午前 11 時 30 分

議長（大田市美君） 再開いたします。

休憩中に県立高校再編計画に関する調査特別委員会が開かれ、正副委員長が決定し、報告がありましたので、その結果を申し上げます。

県立高校再編計画に関する調査特別委員会委員長に小川洋一君、副委員長に益子明美さん、以上のとおりでございます。

休憩します。

休憩 午前 11 時 31 分

再開 午前 11 時 32 分

議長（大田市美君） 再開します。

日程の追加

議長（大田市美君） お諮りします。

県立高校再編計画調査特別委員長から、閉会中の継続調査申出書が提出されています。

県立高校再編計画に関する調査特別委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第 1 として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思っております。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（大田市美君） 異議なしと認めます。

県立高校再編計画に関する調査特別委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、

追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

県立高校再編計画に関する調査特別委員会の閉会中の継続調査

議長（大金市美君） 追加日程第1、県立高校再編計画に関する調査特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

県立高校再編計画に関する調査特別委員長から会議規則第75条の規定によってお手元に配りました申し出書記載の事項について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

陳情第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（大金市美君） 日程第9、陳情第4号 新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める陳情についてを議題といたします。

本件は今期定例会において総務企画常任委員会に審査を付託しましたが、委員会での審査が終了しましたので、総務企画常任委員長より審査結果の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長 小林 盛君登壇〕

総務企画常任委員長（小林 盛君） 総務企画常任委員会の審査結果について報告いたします。

今期定例会において審査を付託されておりました新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める陳情については、12月4日に委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

陳情の趣旨は、近年活字離れが進む中で、書籍とともに新聞の購読率は低下傾向にあり、新聞を全く知らないで育つ子供たちがふえるなど、次の世代の知的水準へ深刻な影響を及ぼすものと考えられる。さらに今回の消費税増税により、新聞離れが加速するおそれもあり、

これによる販売店の経営悪化により、販売店のみならず従業員の雇用不安を招くおそれもあるので、新聞購読料については、軽減税率を適用するよう、政府・関係機関への意見書を提出してほしいというものであります。

町内でも多くの世帯で新聞が購読されておりますが、新聞購読料に対する消費税増税が実施されれば、新聞購読者、さらには次の世代の知的水準や雇用にも影響を及ぼすことから、新聞購読料については、消費税軽減税率を適用するべきであると考えます。

よって、本陳情については、その趣旨を理解し、その必要性を認め、採択すべきものと決定しました。

以上、総務企画常任委員会の審査結果の報告といたします。

議長（大金市美君） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

陳情第4号 新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める陳情についてに対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程の追加

議長（大金市美君） ただいま総務企画常任委員長から発委第1号 新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出についてが提出されました。

お諮りいたします。

発議第1号を日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（大田市美君） 異議なしと認めます。

よって、発委第1号は日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（大田市美君） 追加日程第2、発委第1号 新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出についてを議題といたします。

議案書を配付いたします。

〔議案書配付〕

議長（大田市美君） 本案はこの際、議案の朗読を省略し、直ちに提出者の提案の趣旨説明を求めることとします。

提案の趣旨説明を求めます。

総務企画常任委員長、小林 盛君。

〔総務企画常任委員長 小林 盛君登壇〕

総務企画常任委員長（小林 盛君） ただいま提案になりました追加日程第2、発委第1号 新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出について、提案の趣旨説明を申し上げます。

本件は、先ほど採択されました新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める陳情に基づき、その趣旨を受けて意見書を提出いたしたく提案するものであります。

議員各位の賛同を賜り、議決くださるようお願い申し上げます、提案の趣旨説明といたします。

議長（大田市美君） 総務企画常任委員長より提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大田市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大田市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第1号 新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（大田市美君） 異議なしと認めます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長（大田市美君） 以上で今期定例会の会議に付されました事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

これにて平成25年第6回那珂川町議会定例会を閉会いたします。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時42分